

『明律国字解』の通俗語彙

* 柏 原 卓

要 旨― 荻生徂徠『明律国字解』から、近世の通俗語彙を収集し、文脈を付けて提示する。
鍵 語― ① 荻生徂徠 ② 刑法研究 ③ 通俗語彙

一. はじめに

本稿は、近世中期の儒者である荻生徂徠(1666～1728)が著した『明律国字解』から、近世あるいは前代以来の特色ある通俗語彙と思われるものを収集した。近世に多く出た国字解・国字弁の類は、日本語による漢文の注釈書であり、理解を助けるために時に俗語の使用もはばからない。これは中世の抄物と共通している。いっぽう、明律が刑法典であることから、役所言葉や法律や犯罪など世俗的側面の語彙が多く現れる点は、文献のジャンル(刑法典)から来る特色である。

語彙を選択した基準は、現代日本語使用者である筆者が違和感を持

つことを手掛かりにし、国語辞典類で近世以前の用例を上げ、あつて確認しつつ進めた。その結果、現今と微妙な意味用法の差がある語を含め800語余りを採集できた。紙幅を考慮して、300語余を本稿では紹介する。

調査対象テキストとして、内田智雄・日原利國(1966年)校訂『律例対照 定本 明律国字解』(創文社)を用いた。本書は、荻生徂徠の『明律国字解』と、弟の荻生北溪が校訂した『明律』を対照した書である。『明律国字解』部分の底本は、天理図書館所蔵の荻生徂徠自筆稿本である。翻刻に当たって、校訂者の判断で漢字を旧字体に直し、仮名に濁点を補うなどしてある。

同書の「解題」(内田智雄)に「まことに国字解の一書は、徂徠が自ら揚言するように、類書中の白眉であつて、加うるに随所に徂徠ならではの見識が散見せられ、」として、それより前の文中に、徂徠の香国禪師への手紙2種から徂徠自身の言葉を紹介している。要約すると「紀州藩で明律学を伝えてきたが、日本人が漢文を作る程度のもの。將軍(吉宗)が弟北溪に紀儒の研究書を

見せたが、いちいち誤りを分析指摘した。明律学は我が門の外に二つとない」「学者たちが明律を難解とするのは中国の俗語を知らないからで、長崎通詞も律に役所用語が多く有るため十分理解できない。自分も明律に苦心したが、群書を読んで明代の官府の様子を知ってからは明瞭になった。そこで国字解を作った。」という内容である。

二. 国語資料としての性格

内容面で明律研究書中の白眉とされるほど優秀である点はさておき、ここで国語資料としての性格をまず概観しておく。

(1) 全体として

律本文と問刑条例（先例）の漢文に出現する語や句に、順次日本語で説明を施してある。説明の日本語は、短いのは一文からページをまたぐ長文まで長短いろいろである。たとえば冒頭の「明律」という題名には、原書名は「大明律」であるが後世からは「大」字を書かぬのが適切ということと、中国における律（刑書）の歴史とを説いているので、非常に長文になっている。

口絵写真によれば原文は9行から11・12行などに書く。分量は袋綴じ11冊で、『律例対照 定本 明律国字解』では、本文859頁のうち国字解が半分ほどと見て約430頁か。かなり分量が多い。

(2) 文体・語法

① 原文は漢字カタカナ交り表記である。文末は「なり」で基本的に文語体である。

② 係り結びはない。

③ 「未然形＋ば」仮定条件と「已然形＋ば」確定条件を区別する。

④ 二段活用をほぼ保存する中に、まれに「かるしめる（軽）」「かける（駕）」等の一段化が見られる。

⑤ 近世に発生した準体助詞「の」の例「又とらえて配所へ遣わすのは」が極めてまれに有る。

(3) 語彙

① 文体と語彙

上記のように文語文法に従っているのに、読み進めると口語的な文体と感ずるのは、体言・用言を含めた語彙の性格によると言える。一例を見てみよう。（依拠本では旧漢字に統一したものを、本稿では常用漢字に直して示す）。

(例) 総じて罪に公罪・私罪と云ことあり。公罪と云は、公辺の事の

上にて、帳面のつけをとし、印の押落し、回状のふれそこなひなど、心づかず油断し、或はとりはづし、しごこなひ、間ちがひのるい、皆公罪なり。私罪と云は、心よりなしたる罪なり。（名

例律・文武官犯公罪。41～42頁）

「つけをとし」「押落し」「ふれそこなひ」「とりはづし」「しぞこなひ」「間ちがひ」等、現代語にまで通じる卑近で新しい語彙（通俗語彙）と言えそうである。ただ「とりはづし」は、小説『浮雲』にあるようだが、現代からは古い感がある。そして、「公辺の事の上にて」の「の上にて」は「に關して」の意を表す連語で、「心づかず」「心から」は「過失で」「故意に」の意で使用されており、本書での特色ある用法と言える。

これら「通俗語彙」「国字解での特色用法」が、『明律国字解』の近世中期らしい文体印象を醸し出していると見て、大きな間違いはあるまい。

② ジャナル語彙

刑法典の国字解というジャンルのために出現しやすい語彙がある。

第一には、律の内容である、罪名、刑罰、身分・役職・職業、文書、行政、役務、土地、家族・婚姻、倉庫・通運、儀礼、兵制、等々に關する語彙である。なお本稿では、律の漢文の語彙ではなく、注釈の日本語の語彙を扱う。たとえば、前述の（例）で「公罪」の例に挙げられた「つけをとし」「押落し」「ふれそこなひ」「とりはづし」「しぞこなひ」「間ちがひ」等がこれに属する。また、吏律条例「刁撥とは、刁はやんちゃんものなり、撥はあたけものなり。」（642頁）の「やんちゃんもの」「あたけもの」のような語彙である。

第二には、説明文に必要な言い回しに使われる語彙、「〜と云は」「〜

ことなり」「〜の類」「〜故」「〜は罪なり」の「云（いふ）」「こと」「るい」「ゆへ」のような語彙である。

上記の第一と第二を「内容語彙」「説明語彙」と呼び分けることも出来よう。

三、要語解説

本稿では、抽出取捨した300余語を文脈付きで後掲し、それが紙幅の大きな部分を占めるが、ここで若干の項目に対して詳しい付加説明ないし考察を記しておく。

(1) あたり前

現代語の「当然だ、当然の」「並大抵、世間並」の意とは少し違い、次のように、「該当の」といった意味で使っている。思うに、「あたりまえ」は「当然」の当て字「当前」を訓読みした語で「当然」が元であるが、その「当然」は「まさに然るべし」と訓読され、「しかるべき」「適當する」の意味を経由して、以下の例のように「該当」の文脈に使用されるようになったのであろう。

・威勢をかさにきて、人に害をなすことあるによりて、常の人のあたり前よりは罪を一等ずつ重く申し付るなり。（名例律・応議者之祖父有犯、49頁）

・移文回避とは、我を除きて外に其くじをさばくべきあたり前の官人へ移文を遣はし、其子細を云て己は回避するとなり。(刑律・聴訟回避、438頁)

(2) こうもり高

米を升で量るとき、こんもり山盛りにして量ること。「こうぼりだか」とも表記する。『日本国語大辞典2版』に収録されていない語である。すりきり一杯で量ることは「平にはかる」である。

・淋尖は、ますの上へ上より米をこぼしかけて、こうぼりだかにはかることなり。(戸律・多収税糧斛面、219頁)

・占推行槩とは、とかきを使ふことを行槩と云ふ、こうもりだかにとかきを使ふことなり。(問刑条例戸律・多収税糧斛面条附、690頁)

・船中にて石高へるによりて、一尖一平と云て、升目を一斗はざみにこうもり高と平にはかりて、其かうもり高の分をへりしろに用ゆ。

(問刑条例戸律・転解官物条附、704頁)

(3) すきとがすきと(ながら)

副詞「すきと」(すつかり、残りなく)に基づく連語。『日本国語大辞典2版』に「すきと」は載せるが「すきとがすきと(ながら)」は無い。しかし、「すきとがすきと」に類似の語構成が、近松門左衛門の浄瑠璃「夕霧阿波鳴渡」(1712年)に「ア、私が気色もよいがよい

には立たねども、云々」の「良いが良い(に)」が有る。「良いのが真に良い(ことにはならないが)」の意。すると、「すきとがすきと(ながら)」は「すつかりというのが真にすつかり(のまま)」「全部が全部」と解されよう。

・附過は、さつそく罪に行はず、罪過を其身につけて置いて、末にて役替などの時(職位を)ひきをとすを云なり。但し律の内に、咎罪にても附過すると云へる処あり。其罪ばかり附過して、其外は皆收贖類決(罰金に振替)することなるゆへ、すきとがすきとながら附過はせぬと云心にて、不必附過と云なり。

四、『明律国字解』の通俗語彙と文脈

以下に収集取捨した語彙を短い文脈付きで載せる。

連番	読み	語形	律	頁	文脈
001	あいしらい	あひしらひ	名例	60	無官のあひしらひに
	はせぬ、と云ことなり。				
002	あいむこ	あひむこ	名例	49	両姨夫は、あひむこなり。
003	あう	あふ	吏条	657	応試とは、郷試・会試・廷試にあひに出るを云。
004	あがりもの	あがりもの	刑律	363	死罪をゆるしてあ

- 005 かりものになり、功臣の家へ下されて奴婢にするなり。
あがる あがる 名例 82 没は没官ニなり、公義へあがることなり。
- 006 あさみ 浅み 刑律 376 着浅とは、浅みに舟のすわりて動かぬを云なり。
- 007 あたけもの あたけもの 吏条 642 刁撥とは、刁はやんちゃんものなり、撥はあたけものなり。
- 008 あたりまえ あたり前 名例 49 威勢をかさにきて、人に害をなすことあるによりて、常の人のあたり前よりは罪を一等ずつ重く申し付るなり。
- 009 あつる あつる 名例 36 何の刑に行んと刑をあつるなり。
- 010 あとしらべ あとしらべ 吏律 160 諸衙門の文案等を一年に一度、或は二年三年に一度づつ取集めて、あとしらべをして見ることなり。
- 011 あばれあたける あばれあたける 吏条 654 撒撥は、あばれあたけることなり。
- 012 あぶらぎぬ あぶらぎぬ 兵律 351 舖兵の面々にもつものは、…油絹とてあぶらぎぬなり、
- 013 あまはだ あまはだ 戸律 213 明朝に至ては、洪武八年に中書省に於て鈔を造る。…桑穰とて桑の木のあまはだにすくなり。
- 014 あむ あむ 名条 584 凡軍は皆衛所に属し、軍戸の戸籍にあまれてあるものなり。
- 015 あやさや あやさや 礼律 282 綾は、あやさやのるいなり。
- 016 あやをとる あやをとる 刑律 549 挑花挽花は、をりものあやをとる職人なり。
- 017 あらどうぐ あらどうぐ 戸条 720 粗重貨物は、あらどうぐなり。
- 018 あらわす あらわす 名条 605 求策は、あらはして無心を云かけて取なり。
- 019 ありかず ありかず 戸律 230 見数はありかずなり。
- 020 ありつくる ありつくる 兵条 758 安挿とは、夷人を中国の内にありつくることなり。
- 021 いいかけ いひかけ 戸律 241 誣は、いひかけなり。
- 022 いいかけむじつ いひかけむじつ 名例 103 無冤とは、いひかけむじつのなきことなり。
- 023 いえもと 家もと 戸条 669 原衛は、其家もとを支配する衛所なり。
- 024 いかがし いかがし 名条 577 聴と云は、かくの如く行ふことは、いかがしきやうなることなれども、兼て如此行ふことにして、誰もとがめぬことに定置るるを云。
- 025 いがかり 居がかり 名例 69 干連は、ひきはりつなが

- りなり。しんるいか隣家か、あるいは居がかりゆき合ひ、或は事の上にて罪人へひきはるところあるなり。
- 026 いけん いけん 名条 586 勸は、いけんを云ことなり、沮は、とむることなり。
- 027 いたづらなり いたづらなり 戸条 676 豪猾は、百姓の身上よくていたづらなるものなり。
- 028 いたづらもの いたづらもの 名例 68 是は朝廷の官人にあることにて、いたづらものの悪人、徒党を結びて居るを姦党と云。
- 029 いたづら いたづら 吏条 657 (試験場に) 文字を懐挟するは、多くは文才ある書生のするいたづらなり、文の出來ぬものに売るべき為なり。
- 030 いちうち いちうち 兵律 302 内営牙帳門は、いちうちの門なり。
- 031 いちがい 一概に 名条 75 細に吟味せぬことなり。一概に下の通りに行ふなり。
- 032 いちそと いち外 兵律 302 外営門は、いち外の門なり。次営門とは、その次の門なり。
- 033 いちどうに 一同に 礼律 270 扇は、あふぎにてあをぐ意にて、一同にうごかすことを云。
- 034 いっかけ いっかけ 刑律 486 錯は、ぬるなり、いっかけなどのるいなり、はさみたるあとをぬるなり。
- 035 いっこうに 一向に 兵律 309 親王は皆城中より出ることならず、一向に手のよき囚人のごとくなり。
- 036 いっとうに 一統に 名条 566 贓物を代物になほすと、人々不同あるによりて、刑部の官、吟味して一定の法を立てて、天子へ奏聞して、世間へ一統に行ひたる書付なり。
- 037 いっぺん 一偏 名条 637 偏累とは、一偏にやくかいをかくることなり。
- 038 いとこめ いとこめ 戸律 202 堂姨と云は、ははのいとこめなり。
- 039 いなむし いなむし 戸律 187 蝗蝻は、いなむしなり。
- 040 いまもなか 今最中 名例 39 見問公事とは、今最中せんぎする公事なり。
- 041 いやともに いやともに 刑律 382 局騙と云は、巧なるしかけをこしらへて人をはまらせて、いやともに出さねばならぬやうにすることなり。
- 042 いやわけ いやわけ 戸条 683 重分は、一度人に分けやりたる上に、外の人はいやわけするなり。
- 043 いらりめ 入目 刑律 404 埋葬銀とは、葬礼の入目を出すなり。
- 044 いらりわけ いらりわけ 名例 67 常赦と云は、赦書に何のいらりわけを載せられず、ただ赦天下とあるを云なり。
- 045 入れじ 入字 名例 50 刺字とて、左右のかいなに入字

- をすること通法なれども、軍官・軍人にはこれをもせぬとな
り。
- 046 いんばん 印ばん 吏律 151 印信は、印ばんなり。
- 047 いんぶつ 音物 刑律 475 饋送は、音物なり。
- 048 うえ 上 名例 110 此等は皆律の上のことにて、例の
上は又別なり。
- 049 うえにて 上にて 名例 96 上司・下司と云は別官府の
上にて上下を分けたるものなり。
- 050 うかとして うかとして 名例 56 其吏典のしごこなひ
を見出さず、うかとして吏典の料簡に従て、それにきわめて
置たるが、同僚犯公罪と云ものなり。
- 051 うけ うけ 吏律 135 保拳は、推挙することなり。保
はうけに立ことなり。
- 052 うけかえす うけかへす 刑律 441 取贖とはうけかへ
して本人に返すなり。
- 053 うけくじ うけ公事 刑律 435 元告は、かけ公事なり。
被論は、うけ公事なり。
- 054 うけこむ うけこむ 吏律 131 官府の文案を某書写し
まいらせんと云てうけこむを結纜と云。
- 055 うけとり うけとり 名例 35 巡撫はうけとりの地方あ
り。巡撫のもちをいくつにも分けたるを分巡と云。
- 056 うけとりまえ うけとり前 名条 561 占はうけとり前
なり。うけとりまえへの役に当りたるものは、做工させがたき
なり。
- 057 うけとる うけとる 兵条 733 該管官旗とは、右の各
門各舗を分てうけとる軍人を支配する軍官・小旗なり。
- 058 うけにん うけにん 刑律 384 牙保とは、牙は口入な
り、保はうけにんなり。
- 059 うせご うせご 戸律 176 迷失子女とは、うせごなり。
- 060 うちかえす 打反へす 刑律 442 反坐とは、人を落と
したる罪に打反へしてまたその人を落すことなり。
- 061 うちぐるわ 内ぐるわ 兵律 290 皇城門と云は、内ぐ
るわの門なり、この内に諸官府あり。
- 062 うちこむ 打込 名条 621 前罪の徒流の年数と、後罪
の徒流の年数と打込て見るときに、たとひ五年になり、六年
になるとも、総徒不過四年と云こと定法にて、
- 063 うちどうしん 内同心 兵律 323 かくして我家にて使
ふことなり。今時の内同心の如し。
- 064 うちものかえ 打物かへ 兵条 759 交易は、打物かへ
なり。
- 065 うちわき 内わき 戸律 215 しかれば始めはただ律の
内わきの文例のごとく陪追の義なるを、後には鈔の律ばかり
倍追にして、一倍にしてとられたると思はる。
- 066 うばいくび うばひくび 兵条 737 強奪他人首級と

は、別人の取たる首を奪なり、是うばひくびなり。

067 うまだし 馬出し 工条 858 月城は、門外の馬出しなし。

068 うまつぎ 馬つぎ 吏律 169 駅伝は馬つぎ舟つぎなり。

069 うまれじょう 生れぜう 札律 283 星命は、生れぜうを見ることなり。

070 うらないみせ うらなひ店 名条 558 ト筮を生理として卦肆を開く、うらなひ店を出すことなり。

071 うらやさん うらやさん 戸律 173 うらやさんを卜戸とし、細工人を工戸とし、楽人を楽戸とす。

072 うりしろかえる 売しろかへる 名条 624 変売とは、売しろかへたることなり。

073 うわどうぐ うわ道具 札律 273 在船篙棹之属とは、舟のうわ道具なり。

074 うんじょう うん上 戸律 214 茶塩商税とは、茶のうん上、塩のうん上。

075 えらびこす 選こす 吏条 653 吏典は皆吏部より選こすものにて、私にいとまを遣はすことならぬなり。

076 える える 札律 272 揀扱は、えることなり。葉の内にてにせなるをゑりすて、或は髭をえり土をえるるいなり。

077 えんるい 縁るい 刑律 437 我が有服のしんるいか、

又は婚姻之家とて縁るいのなかか、又は受業師とて師匠か、

078 おあとども 御あとども 兵律 293 導徒とは、導は御

079 おうだたい 大だたい 戸条 685 名分の大だたいの処へはさまでさはらぬやうなり、と云意なり。

080 おうちやく ををちやく 吏条 653 恃頑とは、ををちやくにて、と云意なり。

081 おきぬし をき主 戸律 191 (質の) 田宅の内を少し残してをき主にあづけをきて、残らずの年貢をふりむくるなり。

082 おこないよう をこないやう 名例 26 (いかやうの刑に行んと云)をこないやうの品は勅意にまかするを云。

083 おさえとる おさへとる 戸律 220 隠匿は、それを中にておさへとるなり。

084 おさきども 御さきども 兵律 293 導徒とは、導は御

085 おさめまえ 収め前 名例 96 公事は、訟ばかりに限らず、田地・運上・収め前のことにても、其官にて主るをや

086 おしかえす 押返す 名条 577 重複奏擾とは、押返して度々奏書を上げて事をさわがすなり。

086 おしかえす 押返す 名条 577 重複奏擾とは、押返して度々奏書を上げて事をさわがすなり。

087	おしきり をしきり 戸律 227 半印勘合とは、をしきりは両方へかけて印をすゆへ半印なり。	097	おに をに 礼律 272 品嘗とは、をにをすることなり。
088	おしすくむる 押すくむる 名条 605 抑勒は、いやがる悪事をむりに押すくめてさするなり。	098	おにがしら をにがしら 礼律 265 纛はをにがしらとよむ。龍がしらのやうなるものを竿の先につけて持する旗のいなり。
089	おしつくる をしつくる 戸条 690 欺凌官擯は、庫の役人ををしつくることなり。	099	おばむこ をばむこ 名例 49 母姨夫とは、母方のをばむこなり。
090	おしつけひしぐ をしつけひしぐ 礼律 280 欺とはかろしめることなり、凌はをしつけひしぐことなり。	100	おもで 重手 刑律 412 下手傷重者とは、手ををろして重手をおはせたるものを云なり。
091	おしはれて おしはれて 刑律 478 明白とは、おしはれてなり。	101	おやかた をやかた 戸律 202 尊はをやかたなり。卑はこかたなり。
092	おじよめ をぢよめ 名例 20 伯母・叔母、皆をぢよめなり。	102	おやもと をやもと 戸律 210 主婚とは、をやもとなりてえんに付るを云。
093	おしわたる をしわたる 名例 7 刑の名、罪の名、并に総体へをしわたりたる例と云ものありて、これをとくと會得せざれば、法律のとりあつかひ叶ひがたきゆへ、始めにこの名例律を立たり。	103	おんしん 音信 刑律 476 とをる先々にて食物の音信をうけ、并に親るい故人よりの音物をうくるは苦しからぬとなり。
094	おちね をちね 兵律 344 減価は、をちねなり。	104	がいじん 外人 礼律 270 隠藏凶像とは、絵像・木像をかくして外人には見せぬことなり。
095	おどしすくむる をどしすくむる 戸律 211 …をどしすくめられて、心ならず嫁娶したるなり。	105	かひもの かひもの 工条 856 閣起すると云俗語は、下にかひものをすることなり。
096	おとしつくる をとしつくる 兵条 741 他所のものを其所にをとしつくるは、さし木するが如くなるゆへ、安挿と云なり。	106	かう かう 礼律 269 わが信する神のまつりに齋をしてかうをすることなり。
		107	かかり かかり 名例 54 とりつぎを経てきくゆへ、罪

- のかかり軽くなる意なり。
- 108 かかりもの かかり物 戸条 700 供弁等費とは、入目のかかり物なり。
- 109 かきあげじろ かき上げ城 兵律 310 寨は、とりでなり、かき上げ城のるいなり。
- 110 かきなし かきなし 刑律 459 訴状のかきなしによりて、情罪を重くもなし軽くもなす、是を増減情罪と云なり。
- 111 かきやく かき役 戸条 676 吏書は、官府のかき役なり。
- 112 かく かく 兵律 358 擡轎は、のりものをかくことなり。
- 113 かくしめつけ かくしめつけ 刑律 488 私行とは、勅をうけて私行するなり、かくしめつけのことなり。
- 114 かくる かくる 名例 55 吏典は其事を手がけたるものゆへ、其罪を吏典へかくるなり。
- 115 かけおち かけをち 名例 72 在逃は、かけをちなり。
- 116 かけくじ かけ公事 刑律 435 元告は、かけ公事なり。被論は、うけ公事なり。
- 117 かけこまする かけこまする 戸条 709 買求とは、金を出して、かけこまするなり。
- 118 かけずかまわぬ かけずかまわぬ 刑律 364 かけずかまわぬ他人なりとも、反逆の心を知つつゆるして逃したるは
- 故縦なり、其人を隠したるは隠蔽なり。
- 119 かけひき かけひき 兵条 746 操練と云は、軍兵に武芸軍法のかけひきを習はすことなり。
- 120 かげま かげま 刑律 497 優は、やらうかげまの類なり、俳優をするものなり。
- 121 かける かける 兵律 342 乗は乗るなり、駕は車をかけることなり。
- 122 かこう かこふ 名例 94 罪人をかこひて実をいわぬなり。
- 123 かさあがる かさ上る 刑律 450 何ほどにかさ上りても刑は同じことなり。
- 124 かしよね かしよね 戸条 701 糶はかしよねとよみて米をうるることなり。
- 125 かずとり 数取 戸条 690 搶奪籌斛とは、籌は数取なり、ますのかずをとるものなり、斛は斗ますなり、搶奪はうばひとるなり。
- 126 かたうど 方人 刑条 821 此輩が略をとりて罪人の方人をしたるは、在官の人役に非るゆへ、枉法罪にはならぬと云ことなり。
- 127 かたしろ かたしろ 名条 603 いひわけのあるやうに、かたしろを拵て、物をまぎらかすを影射と云。
- 128 かたずり かたづり 戸条 675 均徭は、かたづりにな

- きやうにわりつくることを云なり。
- 1 2 9 かどはかしのもの かどはかしのもの 刑律 3 8 4 右の如くのかどはかしのものには、必やどあるものなり。
- 1 3 0 かどわす かどわす 名条 6 1 0 拐騙は、拐は人をかどわし物をかどわすなり。
- 1 3 1 かにゆう 加入 刑律 4 7 9 其賊を盗の罪に加入して論ずるとなり。
- 1 3 2 かね かね 序 4 凡音楽をするには、この十二律をかねにして吟味することにて、ことの外に微細なるものなり。
- 1 3 3 かぶる かぶる 吏律 1 4 4 これも隠漏の二字をかぶりに見るべし。
- 1 3 4 かまふだい かまふだい 刑律 3 6 3 奴婢と云は、今田舎の百姓の家にあるかまふだいと云ものの類にて、ことの外に賤きものにて、平人の内へは入らぬものなり。
- 1 3 5 かみふだ かみふだ 吏律 1 6 7 鈔は、かみふだなり。
- 1 3 6 からまりとまる からまりとまる 兵条 7 5 9 引惹の惹字は、からまりとまる意なり。
- 1 3 7 からむる からむる 兵律 3 2 8 犯夜拒捕とは、夜を犯したるものをば巡夜人がからむることなるに、手むかひするを云なり。
- 1 3 8 かりてがた かりてがた 戸律 2 2 7 権帖は、かりてがたのことなり。
- 1 3 9 かるしめる かるしめる 礼律 2 8 0 欺とはかるしめることなり、凌はをしつけひしぐことなり。
- 1 4 0 かわいり 川入 兵条 7 5 9 港は、川入なり、海船を入る川口をいふなり。
- 1 4 1 かわよけ 川よけ 工律 5 5 1 されば河防は川よけなり。
- 1 4 2 かんぼう かんぼう 名条 5 9 1 借職は、かんぼうなり、軍官の子幼少なる内は弟など名代をつとむるを云なり。
- 1 4 3 かんまい かんまい 戸律 2 1 9 かんまいは倉にてのへりしろを兼て出し置なり。
- 1 4 4 ききつくりう ききつくりう 兵律 3 0 7 体探とは、ききつくりふことなり。
- 1 4 5 ききめ ききめ 名条 6 1 7 勢要は、勢は威勢ある人、要はききめなる役人なり。
- 1 4 6 きこえず きこえず 名例 1 0 と云へる文きこえず。上の完字は、髡字の誤りなりと云り。
- 1 4 7 きって きって 名例 8 8 文引はきってなり。
- 1 4 8 きつと きつと 名例 3 6 其刑にきつと申付け行ふことを云ふなり。
- 1 4 9 きつとしたる きつとしたる 兵律 3 0 3 官府公廨と云は、きつとしたる官府にてなきを公廨と云。
- 1 5 0 きにいろ 機に入る 戸条 6 7 3 不得於所後之親とは、

養父の機に入らぬことなり。

たるを枉法賊と云。

- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| 151 | きば 規模 名例 65 この勲階は、ことの外に規模なることにて、通途には授けぬことなれども、あることなるゆへ、かきたるなるべし。 | 161 | くちがき 口がき 名例 31 取責と云は、間落されたるを責と云、其口がきを明白に取ると云意なり。 |
| 152 | きりくい きりくひ 刑条 778 真正椿植とは、たしかなるきりくびのあるを云なり。 | 162 | くちまえ 口まへ 吏律 161 抽分竹木局と云は、材木の口まへとる所なり。 |
| 153 | きりとりごうとう 切取強盜 兵律 307 草賊は一揆のるいを指して云なり。元來は切取強盜のるい、草わらに隠れて往來の人を殺して財を奪ふを草賊と云。 | 163 | くにゆう 口入 刑律 384 牙保とは、牙は口入なり、保はうけにんなり。 |
| 154 | きわむる きわむる 名例 113 一年と云も、三百六十日と日かずにてきわむるなり。 | 164 | くにわり 国わり 戸律 247 何れの国にてうると云、国わり定まりてあることなり、 |
| 155 | ぎんのう 銀納 戸律 218 折色とは銀納なり、本色とは米納なり。 | 165 | くらぼし くらぼし 名例 111 庫子はくらぼし、斗級はますとり。 |
| 156 | くかず 工数 刑律 472 造作虚費人工物料とは、造作ふしんに工数を多く使過し、物料は、材木瓦等のるいなり。 | 166 | くわせん くはせん 戸律 237 罰はくはせんなり。 |
| 157 | くご 供御 名条 611 黄船は、供御の魚菜をとりよする舟なり。 | 167 | くわたい くわたい 名例 37 罰俸とは、とがのくわたいに幾月と云きわめありてわたさぬを云なり。 |
| 158 | くさわら 草わら 兵律 307 元來は切取強盜のるい、草わらに隠れて往來の人を殺して財を奪ふを草賊と云。 | 168 | ぐんぼうのならし 軍法のならし 名条 589 差操と云は、軍兵と同一軍法のならしをさすることなり。 |
| 159 | くじ 公事 名条 557 皆公事を勤るものにて、人役のるいの私の事につかはるる類には非るなり。 | 169 | げじき 下直 刑律 475 低価は、下直なり。 |
| 160 | くじにん 公事人 名例 91 公事人の賂を受け依怙をし | 170 | けしとぶ けしとぶ 戸条 695 畏懼罪名とは、攬納と云罪名にけしとぶなり。 |
| | | 171 | げしにん げしにん 名条 628 抵死とは、げしにんとることなり。 |
| | | 172 | げしゃくばら 下借腹 吏律 128 庶長は、下借腹の年 |

- ましなり。
- 173 けつしよ けつしよ 名例 83 籍没とは、けつしよのことなり。
- 174 けつじようして 決定して 名例 73 如此奏聞すれば、決定してゆるせとある上裁なり。
- 175 けつしよする けつしよする 戸律 239 其人の白状に因てけつしよすることなるゆへ、家財をかくせば白状人を罪することなり。
- 176 けつしよぶつ けつしよ物 名例 83 けつしよ物を、金銀は何れの庫へ入るる、米穀は何れの庫へ入ると云ことありてくらくらへ分配するなれば、
- 177 こあげ 小あげ 戸条 690 買頭小脚とは、買手にやとわれて来たる小あげなどのるいなるべし。
- 178 こうぼりだか こうぼりだか 戸律 219 淋尖は、ますの上へ上より米をこぼしかけてこうぼりだかにはかることなり。
- 179 こうもりだか こうもり高 戸条 690 こうもりだかにとかきを使ふことなり。
- 180 こうゆく 功ゆく 戸条 690 積年光棍とは、年々いたづらをしたる功のゆきたるものを云なり。
- 181 こかた こかた 名例 99 卑はこかた、幼は年わかきを云なり。
- 182 ごきんじゆう 御近習 刑律 501 御近習にて心安く召仕はるることにて、
- 183 こくもの 穀もの 戸条 680 子粒とは、穀ものなり。
- 184 こころいれ 心入 名例 31 根本の心入を本情と云。さしあたる罪名を犯罪と云。
- 185 こしらえな こしらへ名 兵条 764 伴当人は管軍頭目の家来なり、それを馬うりにこしらへて、こしらへ名を名のらすなり。
- 186 ごせつく 五節供 刑律 475 礼物とは、五節供のるいなるべし。
- 187 ことならぬ ことならぬ 名例 58 今別の官なればとて逃るることならぬゆへ、与見任同と云へるなるべし。
- 188 ことなる ことなる 名例 75 ひとり立て天文をとりはからふことなるを云。
- 189 ごねる ごねる 吏条 644 刁難は、なにかと六借ぐごねることなり。
- 190 ごふう ごふう 札律 270 書符は、ごふうをかくなり。
- 191 こまよせ こまよせ 工条 858 護門柵欄は、門外のこまよせなるべし。
- 192 こやす こやす 兵律 341 養とは、瘦たるに飼料をしてこやすことなり。
- 193 ころしずて 殺しずて 名例 104 合戦の時殺すは殺し

- ずてなり。
- 194 ころして 殺し手 名条 628 正犯とは、其殺し手を云なり。
- 195 ざいばん 在番 吏律 157 軍兵を發して要害の地を守しむ、京大坂の在番の如し。
- 196 さいへん 再返 戸律 234 覆は再返なり、再返吟味して実証に極りたるを覆実と云。
- 197 さいりょう さいれう 兵律 356 管送とは、其官物・囚徒・畜産に付てゆくさいれうなり。
- 198 さかう さかふ 吏律 140 上司の云出したることにさかはぬやうにすることなり。
- 199 さくりよう 作料 名例 84 ひよう錢・駄賃錢・又は大工諸細工人の作料を雇工賃錢と云。
- 200 さしつく さしつく 名例 32 刑のしなをばさしつけて云はぬことなり。
- 201 さす さす 兵律 333 撐駕するとは、船をさすことなり。
- 202 さだつる さだつる 刑律 366 是等は衆人を惑はし、人の心をさだつるわざなり。
- 203 さつと さつと 名例 111 其事の筋この方よりさつとを入れ吟味をする筋の事には、其官人を監臨と立るなり。
- 204 さばき さばき 名例 38 律のさばきも、文官と軍官は差別あることなり。
- 205 さばきたがへ さばきたがへ 名例 55 首領官は：手にかけぬゆへ、総じてさばきたがへのあるとき、吏典より罪を一等減すること、定法なり。
- 206 さんぎよう 産業 吏条 650 勘産尽絶とは、吟味するに其家の産業皆とりあげ尽して、
- 207 さんようまえ 算用まへ 吏条 649 品々の算用まへありて、引負してあるを掛決と云なり。
- 208 しかたぐる しかたぐる 名例 37 凌虐はしのぎしかたぐるとよむ。
- 209 しおき 仕置 名条 588 僧の仕置をする役を僧官といふ、道士の仕置をする役を道官と云なり。
- 210 しかけ しかけ 兵律 319 激変とは、しかけ悪しきゆへ、良民より変の生ずることなり。
- 211 じがしら 字がしら 刑律 390 題目は字がしらをあげたるまでなり。
- 212 じかずけ 直づけ 戸律 236 就解と云は、直づけに送らすることなり。
- 213 じがん 字眼 名例 31 この才方の二字、字眼なり。
- 214 ししほうじ 四至榜示 戸条 683 界限は、四至榜示なり。
- 215 じっしょう 実証 名条 597 死去と云こと実証ならば

2 1 6	して して 吏律 1 3 1 容留をしたる其してを所由と云 なり。	と云意なり。
2 1 7	しな しな 名例 5 5 役儀の次第にてだんだんに減ずる しな、	
2 1 8	じない 地内 戸律 2 4 3 右の諸官府は役人を出しても ちの地内を巡見させて、	
2 1 9	しのびのもの しのびのもの 兵律 3 3 5 姦細とは、し のびのものなり。	
2 2 0	しのびのみ 忍物見 兵律 3 0 7 敵のやうすありさま を忍物見を以て考へ、	
2 2 1	しはいうち 支配うち 名例 3 9 手前の支配うちの者が 軍官に無理をしかけられて	
2 2 2	しはいかた 支配方 名例 3 9 其支配方へ申呈するな り。	
2 2 3	じぶく ぢぶく 兵律 2 8 9 門限は、ぢぶくなり。	
2 2 4	しぶらかす しぶらかす 戸律 2 3 2 留難は、しぶらか すなり。	
2 2 5	しぶらす しぶらす 礼律 2 7 7 留難は、しぶらす。	
2 2 6	じぶんと 自分と 名例 9 4 自分と病死したるを云。	
2 2 7	じょうおはる ぜうをはる 刑条 8 5 1 偏拗は、ぜうを はることなり。	
2 2 8	しよさ 所作 戸律 2 4 8 是等は平人の所作には罪なけ れども：官人には罪なり。	
2 2 9	しよさ しよさ 刑律 5 3 6 ；賤きものに、これをしよ さにしてするものあるなり。	
2 3 0	しりもち しりもち 刑律 4 5 9 是は畢竟くじのしりも ちをすることなり。	
2 3 1	しろもの しろもの 戸律 2 5 2 匿貨とは、しろものを かくすことなり。	
2 3 2	しんたいす 進退す 吏律 1 4 1 是吏部の職分にて、是 を以て百官を進退す。	
2 3 3	しんるいなか しんるいなか 刑律 3 8 0 しんるいなか にて盗をすることなり。	
2 3 4	すえばん すえばん 吏律 1 6 5 長官・佐式官のすえば んをするを画字と云。	
2 3 5	ずかずかと ずかずかと 戸律 2 2 7 わたしものをずか ずかとわたすべきことなり、	
2 3 6	すきと すきと 吏律 1 4 3 五日の内にすきとすますな り。	
2 3 7	すきとがすきと すきとがすきと 名例 4 2 すきとがす きとながら附過はせぬなり	
2 3 8	すくむる すくむる 名条 6 0 0 措取とは、措は音肯なり、 勒の義なり、すくめて取を措取と云。	

- 239 すぐる すぐる 名例 14 米をつき藁をすぐるわざをさ
する
- 240 すたり すたり 名例 84 罪人死ればすたりになるな
り。
- 241 すつば すつば 刑律 454 窩藏姦細とは、敵国のすつ
ばの宿をすることなり。
- 242 すて すて 名例 90 其あとにあらわれたらん罪、…す
てになるとなり。
- 243 すりはく すりはく 礼条 729 銷金は、すりはくなる
べし。
- 244 ずわえ ずはゑ 名例 12 荆杖とて細きずはゑにて作る
なり
- 245 ずんばい づんばい 兵条 749 敵の陣へ石をはね入れ
て打殺すものなり。ずんばいの心持の物なり。
- 246 せいきん 制禁 礼律 274 禁書は、御制禁の書なり。
- 247 せいとう せいとう 名例 112 巡欄は、めぐりてせい
とうをする意なり。
- 248 せかい 世界 名例 78 すたりにて世界の人のなみならぬ意
なり。
- 249 せぶりとる せぶりとる 戸律 184 尅減とは、官より
わたる衣糧の内をせぶりとる意なり。
- 250 せりたつ せり立つ 刑律 525 督発とは、せり立てて
発遣ざすることなり。
- 251 せんしだい せんしだい 戸律 233 依次序とは、せん
しだいにすることなり。
- 252 そうしはい 総支配 戸律 218 提調は総支配なり。…
官人は総支配をして、里長がうけとりて、
- 253 ぞうそん 増損 序 6 世々に少づつ増損ありと知べし
- 254 そうつかさ 総つかさ 名例 24 (十三省) 是民間の総
つかさなり。
- 255 そうば さうば 戸律 216 時直とは、さうばなり。
- 256 そこい 底意 名例 73 底意は死罪をゆるすことを云な
り。
- 257 そそう そさう 戸律 261 不牢固とは、そさうによは
きなり。
- 258 そそないあつむる そそなひあつむる 刑条 844 うそ
などを吹て合図にして、そそなひあつむるゆへ、嘯聚と云な
り。
- 259 そそのわかす そそのはかす 名例 68 和誘とは、そそ
のはかし出すを云
- 260 そでもなし そでもなし 刑律 442 注に冒と云は、そ
でもなきものをそれにすることなり。
- 261 そとぐるわ そとぐるわ 礼律 279 出郭送迎とは、城
のそとぐるわより外へ迎に出で、或は送ることなり。

- 262 そなえたて 備立 兵条 747 走陣は備立かけひきの習しなり。
- 263 そにん 訴人 名例 21 告言は訴人をするなり。
- 264 そりたて そりたて 名例 113 受業師は、そりたての師なり。
- 265 ぞんじょう 存生 名条 596 見在は、存生なり。
- 266 たおれもの たをれもの 刑律 387 地界内有死人とは、己がもちの地界の内にたをれものあることなり。
- 267 たこくす 他国す 戸律 186 他国したる人民の故郷にかへり、
- 268 たたきもの たたき物 刑律 447 たたき物の別なるゆへ、答・杖の名分れたり。
- 269 だだもの だだもの 戸条 695 刁徒は、やんちゃんものなり、だだものなり。
- 270 たつがしら 竜がしら 礼律 265 蠱はをにがしらとよむ。龍がしらのやうなるものを竿の先につけて
- 271 だつし 達子 戸律 209 蒙古とは、達(だつ)子なり。
- 272 たて たて 戸条 692 一年の総年貢を四たてにも五たてにも京都へのほすに、
- 273 たてあう たてあふ 吏条 654 抗拒は、はりあひたてあひ、たてつくことなり。
- 274 たねかはり たねかはり 戸律 202 同母異父姉妹は、
- 275 たねかはりのあねいもとなり。
- 276 たのまれて たのまれて 刑律 502 上に官吏と云へるはたのまれてなり。此二つはたのみての罪なり。
- 277 たまゆみ たまゆみ 兵律 298 弾は、弾丸なり、たまゆみと云ものなり。
- 278 だんな だんな 戸律 172 家長とは、其家のだんななり。
- 279 ちきり ちきり 戸律 245 掣摯秤盤とは、ちきりにかけて貫目を改て、塩引と引合せ
- 280 ちやくとう 着到 兵条 733 着到のことを点視とも点聞とも云。
- 281 ちゅうぶん 中分 名例 84 その時のさうばの中分をとることなり。
- 282 ちようじ 停止 戸律 214 塩を私にやくことも商売を私にすることも停止したるなり。
- 283 つうず 通途 名例 65 通途には授けぬことなれどもつかやかす つかやかす 戸律 217 阻滯は、つかやかすなり。
- 284 つきあう つき合 名例 55 科のさばきのつき合たる子細によりて、
- 285 つぎしろ つぎしろ 戸条 692 兌頭は、道中のつぎしろなるべし。或は両替のぶのこと…。

- 286 つぎひきやく つぎ飛脚 兵律 347 舗兵と云は、つぎ飛脚の役人なり。
- 287 つくぼう つくぼう 刑条 798 扒頭は、つくぼうなり。
- 288 つけいだし つけいだし 戸条 694 起運は、つけいだし。存留は、倉にのこしたるを云。
- 289 つけわたり つけわたり 刑律 550 公用器物とは、官府につけわたりの卓椅・牀凳・器皿のいなり。
- 290 つずる つづる 礼条 730 珍珠縁綴衣履とは、縁綴はへりにつづるなり。
- 291 つづくる つづくる 名例 94 資給とは、罪人に衣糧などをつづけたるなり。
- 292 つとめかた 勤方 吏条 665 重歴とは、今までの勤方を無にして是より改めて歴俸するなり。
- 293 つみする 罪する 戸律 239 家財をかくせば白状人を罪することなり。
- 294 つもる つもる 名例 84 賊を金につもることなり。
- 295 つり つり 戸律 204 系譜を通ずると云は、系図のつりの同じきを云なり。
- 296 て手 刑律 399 致命傷とは、急所のきずなり、この手にて死にたると云手なり。
- 297 てあやまち 手あやまち 名例 69 失火は、手あやまちにて火事を出すなり
- 298 ていしゅ ていしゅ 礼律 269 夫男とは、夫にても子にても、其家のていしゅのことなり。
- 299 でいり 出入 名条 576 与親王事有干渉とは、親王との出入なり。
- 300 ておろす 手ををろす 刑律 399 下手とは、手ををろしたるものなり。
- 301 ておき てをき 戸律 224 或は米などのてをきあしくてへり多きか、
- 302 てがさ てがさ 刑律 389 上盗とは、上盗・中盗・下盗と云ことあり、なかまにててがさのぬすびとを云。
- 303 てがた 手形 戸律 173 已責里長文状とは、名主より相違なきと云手形をとりたることなり。
- 304 てからに てからに 刑条 816 納をわりて、南へ回りをからに申出よと云ことなり。
- 305 でかわりもの でかわりもの 名例 101 雇工人は、でかわりものなり。
- 306 てっぽうやく 鉄炮薬 兵条 761 合成火薬とは、鉄炮薬を合することなり。
- 307 てにいろる 手に入るる 兵律 319 馭は制馭なり、：ききどころを知りて軍人を制して手に入ることなり。
- 308 てにかく 手にかく 名例 53 下役ほどが人を手にかけてあつかふゆへ

- 309 てのよき 手のよき 兵律 309 親王は皆城中より出る
 ことならず、一向に手のよき囚人のごとくなり。
 310 ばば ばば 吏律 144 出身とは其身のばばなり。

五. おわりに

紙幅の都合で、500語の予定を途中まで300語に削減したが、近世的な或は刑書国字解ジャンルの語彙をかなり示せた。

今後の課題として、要語の考証の推進、語彙語法の資料として索引の作成等が考えられる。また徂徠以外の明律研究書や、明律・清律以外の近世刑法史資料にも視野を広げる必要があるだろう。

補注 文中「俗語」「通俗語彙」とは、国字解と戯作会話では「俗語」にも差があるが、国字解の語彙につき硬い文章語との対比で用いた。

参考文献

- 1 内田智雄・日原利國（1966年）校訂『律例対照 定本 明律国字解』（創文社）
- 2 柏原卓（1981年）『明律考』三本の比較』『和歌山大学教育学部紀要（人文科学）』第30集 1～9頁
- 3 成瀬正徳（1991年）『公事場御用取傍方略帳』加越能文庫蔵

Summary

Colloquial Expressions in “Minritsu Kokujikai”

Suguru KASHIWABARA

There are many colloquial expressions in "Minritsu Kokujikai", written by Sorai Ogyu in the Edo era. About 300 colloquial expressions will be explained in this paper. // **Keywords** : (1) Sorai Ogyu, (2) study of the criminal code, (3) colloquial expression